目標管理型の政策評価の改善方策(中間取りまとめ検討案骨子)

【課題】

目標管理型評価ワーキング・グループにおいては、政策評価を政策の見直し・改善に資するものとすることを主眼として、各府省の事前分析表等を見ながら、各府省の実情も踏まえ、外部有識者の意見も伺いながら改善方策を検討してきたところ。

<課題>

WGの議論において、今回の取りまとめに当たり改善が考えられる課題としては、以下の3点に集約されてきた。

- ① モニタリングを活用できる若しくはモニタリングを活用した方が望ましい施策が毎年評価対象と されていたり、そもそも評価対象とする必要のない施策が評価対象とされている事例がある。
- ② 目標を設定するまでのプロセスが明らかになっていない事例が多くみられる。
- ③ 全ての測定指標を定量化しようとするあまり、無理に定量化する事例がみられる。

【今年度の主な検討内容と各府省に示す改善方策の項目】

- ① 全ての施策を目標管理型評価の対象とする必要はなく、定型的な業務などについては、モニタリン グでも構わないのではないか
 - 〇 目標管理型評価の対象

各府省は、目標管理型評価の対象施策として、約500施策を設定

※ 事後評価の対象は、「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」

〇 モニタリング(実施時期の重点化)

業務量、緊急性等を勘案した周期で評価。基本計画期間(3~5年)内に少なくとも一度評価を行う。評価を行わない年度は、毎年度、実績の測定(モニタリング)を行い、事前分析表に記入し公表。



- モニタリングの活用状況 モニタリングを活用中の府省:65%(13/20府省)
- モニタリング活用の余地
 - ⇒実際にモニタリングを活用している施策との比較において、モニタリングを活用する 余地があるのではないか。
 - ⇒目標や実績値が安定的に推移するような施策については、実績値にエラーが発生 した際に評価するという選択肢も考えられるのではないか。
- 〇 評価対象の見直しの余地
 - ⇒施策の特性から評価結果を施策の改善に反映する余地が乏しいものについては、 引き続き評価の対象とするのか見直しを検討する余地があるのではないか。

- ② 現状や課題をデータに基づいて分析し目標等を設定するまでのプロセスを明らかにすることが必要ではないか
 - 〇 現状や課題等が不明確

事前分析表などのドキュメントにおいては、必ずしも施策の対象の現状や課題が明らかにされていないものが多い。

また、各府省は施策やその達成手段の企画立案に当たり、例えば、解決すべき課題の原因、その課題を解決するための手法、当該手法がどの程度有効であるか等について、事前に分析を行っているものと思われるが、目標の達成のためにそれぞれの達成手段が論理的にどのような順序で結びついているかなど、目標や測定指標を設定するまでのプロセス(因果関係)が十分に明らかにされていない。

〇 個別事例

事前分析表等をカスタマイズし、何らか体系的に記入している例が若干見受けられる

- ⇒ 可能な限り現状や課題をデータなどのエビデンスに基づいて分析し、必要な達成手段、達成すべき目標等を設定するまでのプロセス(因果関係)を明らかにすることが望ましい
 - ※ エビデンスベースへの流れ
 - 経済財政運営と改革の基本方針2015:エビデンスに基づくPDCAの徹底
 - 世界最先端IT 国家創造宣言:データを駆使した行政運営

- ③ 全ての測定指標を定量化しなければいけないのか
 - 目標管理型政策評価ガイドライン
 - 測定指標

「原則として「達成すべき目標」に関し達成すべき水準が数値化されている測定指標を記入する。数値化が困難な場合は、定性的なものであっても可」

- 測定指標の定量化状況:約7割
- 〇 定量化の難しさ
 - 測定指標の定量化の難しさが顕在化してきている施策も見受けられる
 - ⇒ 定量化が不十分な指標については引き続き定量化を図ることが必要であり、一方で施策の 特性に応じて定性的評価も活用していく必要がある。
- 参考指標を活用している施策:約25%
 - ⇒ 測定指標だけでは、施策を網羅的に評価することが困難な場合も考えられるため、必要に 応じて測定指標を補完する参考指標などを活用することが有益でないか